# 事業評価書(事後)

平成21年8月

### 1. 現状・問題分析

## 事前評価実施時における現状・問題分析(平成17年度)

①現状分析

平成15年3月に公表されたホームレスの実態に関する全国調査(厚生労働省社会・援護局)の結果によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、25,296人であった。ホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が35%、次いで「倒産・失業」が32.9%と仕事関係が多くを占めており、ホームレスの増加は、現下の厳しい経済情勢が主な原因であると考えられる。また、今後の望む生活については、「きちんと就職して働きたい」が49.7%と約5割を占め、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認された。②問題点

自立支援センター入所者等において、求職活動や就職後に必要となる就業意欲や基礎的な生活・労働習慣等が不足しているため、就業による自立に結びつかない場合が見受けられる。

③問題分析

自立支援センター入所者等に対し、職業相談や技能講習等の就業による自立支援策を講じてはいるものの、求職活動や就職後に必要となる就業意欲や基礎的な生活・労働習慣等の体得等を促す支援が不十分である。

④事業の必要性

自立支援センター入所者等について、求職活動や就職後に必要となる就業意欲や基礎的な生活・労働習慣の体得等を促す支援が必要である。

事後評価実施時(現在)における現状・問題分析

①現状分析

平成21年3月に公表されたホームレスの実態に関する全国調査報告書(厚生労働省社会・援護局)によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレス数は15,759人であった。ホームレス数が減少傾向にあり、新たにホームレスとなる新規参入層の割合が減少している一方、路上に長く留まる長期層や路上と屋根のある場所を行き来する再流入層の割合が増加していること等が確認された。

また、平成19年11月に公表されたホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)の結果分析(厚生労働省社会・援護局)によると、平成15年調査と比べ「きちんと就職して働きたい」と回答した者の割合が49.7%から37.0%と大きく減少しており、ホームレスの高齢化や路上生活の長期化が影響しているものとされている。②問題点

就労による自立が困難化し、また就職したものの職場定着できずに再びホームレスに 転落する者が多く、就業意欲の喚起や労働習慣の体得、職場定着を推進する取組みをさ らに推進することが重要である。

③問題分析

就業意欲の減退や労働習慣がないことは就職活動意欲の低下及び職場定着の阻害要因となることから、就業意欲の喚起、労働習慣体得のための取組をさらに推進する必要が

# ある。

④事業の必要性

直ちに雇用関係による就職に至ることが困難であること及び再路上化を防止する必要があることから、引き続き本事業を実施し、雇用関係による就職までの過程として、都市雑業(清掃・除草等)や請負による就業機会の活用、職場体験講習による就労意欲の 喚起、労働習慣の体得などを支援していくことが必要である。

現状・問題分析に関連する指標

H16 H17 H18 H19 1 ホームレス数(人) 18,564 16,018 | 15,759

(調査名・資料出所、備考)

ホームレスの実態に関する全国調査報告書(厚生労働省社会・援護局)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html

参考: ①ホームレスの平均年齢: 55.9歳 (H15) →57.5歳 (H19) ②路上生活の期間が5年以上の者の割合: 24.0% (H15) →41.4% (H19) ③きちんと就職して働きたい者の割合: 49.7% (H15) →35.9% (H19)

※「H16.H17」については調査を実施していない。

2. 事業の内容 (1) 事業の実施主体 実施主体: 国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 が道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 (1) (地方公共団体やNPO等により構成される協議会)

全国でもホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意志があるホームレスを対象に、就業支援相談やホームレスの就業ニーズに合った仕事の開拓・提供、職場体験講習を、さらに自立支援センター等に入所しているホームレスに対しては、生活・労働習慣の体得等による就業の促進を、地方公共団体等で構成される協議会への委託により実施し、就業による自立を促す。 託により実施し、就業による自立を促す。

就業支援相談

就業支援相談員を配置し、就業を支援するための相談を実施する。

就業機会確保支援

企業や商店街等から清掃の仕事等の開拓・提供等を行う。

職場体験講習

ホームレスが従事しやすい職域、例えば、過去の職業経験を活かせる分野、比較的軽作業の分野等の仕事がある企業等の職場を実際に体験してもらうことにより、 ホームレスと企業等の相互理解を深め、就業機会の確保を図る。

3) 予質

<u>(U) J #</u>						
一般会計・年金特会・労働	伽保険特会・	その他(				
予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22	
	359	343	416	405	443	
※「H22」については予算概算要求額						

事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

・就業率 目標値30%

政策効果が発現する時期 事業開始後順次

評価指標等

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1  ホームレス等就業支援事業	_	27.6%	37.2%	33.8%	22.4%
│ │におけるホームレスの雇用 │					

	関係による就業割合(%) (30%以上)/平成20 年度	[-%]	[92%]	【124%】	【113%】	【74.7%】
2	ホームレス等就業支援事業 におけるホームレスの雇用 関係による就業者数(人) (1,225人以上/平成 20年度)	_ [-%]	426 [-%]	908	1,528 【170%】	1,317

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。

アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実<u>績値/達成水準)</u>

	H16	H17	H18	H19	H20
1 ホームレス等就業支援事業 による確保求人数(件) (前年度以上/平成20年 度)	_ [ %]	2,892 [ %]	4,194 【145%】	7,194 【172%】	10,652 【148%】

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 個別相談実施件数(件)		1,541	7,513	11,519	13,182

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。

※「H16」については調査していない。

事前評価の概要

必要性の評価 を送るホームレスが依然として多数おり、大きな社会問題となっている。就業機会の確保を支援し自立させることは、ホームレス問題の解決に資するものであり、公益性 は高い。 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) | 有 無 そ の他 (理由)「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」において、ホームレスの 自立の支援等に関する施策の実施に当たっては、国と地方公共団体は相互の緊密な連携の確保に努めることとなっており、国の関与が必要である。 民営化や外部委託の可否 (理由)本事業は、地方公共団体等で構成される協議会への委託により実施する。

(理由)全国のホームレスの数は、平成15年調査では、25,296人となっており、現下の厳しい経済情勢の下、ホームレスの就業機会の確保については、早急な対 応が必要である。 有効性の評価

政策効果が発現する経路

・地域に貢献できるような公共施設等の清掃等の就労 → 作業指導員等による労働 習慣の体得等就業能力向上のための指導、就業意欲や基礎的な就業能力の把握・見極 → 職業相談等における個々の求職活動支援 → 自立 れまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業を実施することにより、自立支援センター入所者等の就業意欲の増進や基礎 的な労働・生活習慣の体得等の指導を通じて、個々の能力等の把握および見極めを行うことで、個々の状況に応じた就業支援等が可能となり、多くの就業意欲のあるホームレスの自立が見込まれる。 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

## 効率性の評価

ホームレスの自立のためには就業による自立が重要であり、特に個々のホームレス の就業意欲や就業能力の把握・見極めを行い、個々のホームレスに応じた支援を行うことは重要である。ホームレス対策に関してのノウハウを有する地方公共団体等で構 成される協議会を主体として実施する本事業は手段として適正である。

費用と効果の関係に関する評価

本事業はホームレスの就業機会を確保し、特に個々のホームレスの就業意欲の増進 や基礎的な労働・生活習慣の体得等の指導を通じて、個々の能力等の把握及び見極め を行うことで、個々の状況に応じた就業支援等が可能となり、多くの就業意欲のある ホームレスの自立を促す効果を得るものであり、また、この事業の実施にあたっては ホームレス対策に関しノウハウを有する地方公共団体等で構成される協議会へ委託して実施することにより最低限の費用で効果を得るものである。 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 有 無 (有の場合の整理の考え方)

# 6. 事後評価の内容 <u>(1) 有効性の評価</u>

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果) 地域に貢献できるような公共施設等の清掃等の就労

作業指導員等による労働習慣の体得等就業能力向上のための指導、就業意欲や基礎的 な就業能力の把握・見極め

職業相談等における個々の求職活動支援

白立

### 有効性の評価

雇用失業情勢の悪化に伴い、平成20年度においては目標未達成であったが、平成 18、19年度においては目標を達成していたことから、有効であったと評価できる。

# 事後評価において特に留意が必要な事項

サブプライムローンに端を発した世界的な経済情勢の減速傾向を受け、雇用失業情勢 が悪化したことにより、本事業の対象者であるホームレス自立支援センターの入所者が大幅に増加した。

### (2) 効率性の評価

# 効率性の評価

ホームレス対策に関してのノウハウを有する地方公共団体やNPOのほか、労使団体 等から構成される協議会を実施主体としており、事業主に対するホームレスへの理解を 深める啓発指導とあわせた求人開拓の実施するなどにより受け皿となる協力企業を増やすなど効率的に進めた結果、アウトプット指標である確保求人数についても前年度以上 の実績を達成することができたものと評価できる。 事後評価において特に留意が必要な事項

# (3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

# (4) 政策等への反映の方向性

| 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

- (・ 特記事項 ①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当 (1) 有・無 (2) 具体的記載

第154回国会において、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」 が平成14年7月31日に成立、同年8月7日施行。

- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。) (1)有・無 (2)具体的内容
- ③審議会の指<u>摘</u> (1)有・無 (2)具体的内容
- ④研究会の有無 (1)有・無 (2)研究会において具体的に指摘された主な内容

契約の適正な執行に関する行政評価・監視(H20年度に実施)

- ⑥会計検査院<u>に</u>よる指摘 (1)有・無 (2)具体的内容
- ⑦その他